

(参考様式第2号)

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年2月14日

大河原町長 齋

清 志



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
大河原町内全域
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和4年2月14日
3. 今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数 18経営体
法人 4経営体
個人 14経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるか
担い手はいるが十分ではない。
5. 今後の地域農業の将来のあり方
 - (1) 農地の貸付け等の意向を確認し、貸付意向のある農地は順次調査していく。
 - (2) 町内全域を重点実施区域とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者はできるだけ農地を農地中間管理機構に貸し付けることを推進していく。
 - (3) 農業の生産効率の向上や農地の集積・集約化を図るため、大河原西地区、金ヶ瀬西地区、大河原中部地区、大谷地区において、ほ場整備事業を計画して、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。
 - (4) 米や麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高い園芸作物の生産に取り組みを図る。